

定 例 会 議 資 料	令和 6 年度定期監査の実施結果等について	令和 7 年 4 月 9 日 会 計 課
1 実施期間等 令和 6 年 5 月から同年 11 月までの間、全所属を対象に実施 (令和 5 年度の会計書類全般を対象 (須崎署及び窪川署については、令和 6 年度の一部も対象)) 2 重点項目 (1) 適正な会計経理の推進について (2) 職員の能力向上に向けた取組状況について (3) 捜査費執行に係る指導教養状況について (4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況について 3 実施結果 (1) 適正な会計経理の推進について 適正に処理されている所属がある一方で、必要事項の記載漏れ、事務処理の遅延、書類の未作成など、事務処理に関する職員の理解不足やチェックが不十分と認められる所属があったことから、適正な会計経理を実践していくため、より一層チェック機能の強化を図る必要が認められた。 (2) 職員の能力向上に向けた取組状況について 業務に関する報告・連絡・相談を徹底することで、幹部による若手職員の業務進捗状況を把握し、実務を通じて速やかな指導を行いつつ、未経験の業務を積極的に行わせるなど、若手の早期育成に向けた取組が見られた。 (3) 捜査費執行に係る指導教養状況について 各所属とも、捜査費の執行に関する基本的な手続は理解しており、不適正事案の未然防止や積極的な執行に関する指導・教養が行われていた。 (4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況について 各署とも、署員に対して指導・教養が行われているが、今後も継続した指導・教養を実施し、更なる意識向上を図る必要がある。 4 令和 7 年度の実施予定 5 月から 11 月までの間、全所属を対象に、令和 6 年度の会計書類全般及び職員の能力向上に向けた取組、指導・教養状況について実施する予定		

定例会議 資料	コンビニサポートポリス制度の運用開始について	令和7年4月9日 生活安全企画課
1 制度の概要 県下の各コンビニエンスストアに警察官1名をコンビニサポートポリスとして指定し、店舗責任者及び従業員らと顔の見える関係を構築し、特殊詐欺等被害抑止のための情報提供や警戒活動、防犯指導等を行い、各種犯罪被害の未然防止を図ろうとするもの。 2 コンビニサポートポリスの指定 署長が、自署管内に所在する各コンビニエンスストアについて、警察官1名以上をコンビニサポートポリスとして指定する。 3 コンビニサポートポリスの役割 ○ 協力関係の構築 ○ 強盗及び特殊詐欺等の手口及び効果的な予防対策等の情報提供 ○ 立寄り・警戒・防犯指導の実施 ○ 店舗が抱える諸問題の解消を目的とする相談窓口 4 期待される効果 ○ 担当警察官がいることによる安心感・通報しやすさの向上 ○ 定期・不定期の制服警察官訪問による防犯効果 ○ 特殊詐欺等被害の未然防止の向上 5 コンビニサポートポリス発足式 (1) 日時 令和7年4月22日（火）午後1時30分から (2) 場所 高知県警察本部 2階講堂 (3) 出席者 ア 各コンビニエンスストアチェーン担当者 ・ 株式会社セブン-イレブン・ジャパン ・ 株式会社ファミリーマート ・ 株式会社ローソン高知 イ 県警察 生活安全部長ほか (4) 店舗掲示用チラシの活用 コンビニサポートポリスは、「店舗掲示用チラシ」を作成のうえ、担当店舗に交付		

